

条 例

埼玉県都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例の一部を改正する条例
をここに公布する。

令和三年十月十五日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県条例第四十九号

埼玉県都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例の一部を改正する
条例

埼玉県都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例（平成十三年埼玉県条
例第六十一号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項ただし書及び第七条ただし書中「第八条第一項第二号ロからニまで」
を「第二十九条の九各号」に改める。

附則

- 一 この条例は令和四年四月一日から施行する。
- 二 この条例の施行の日前に都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第
一項、第三十五条の二第一項又は第四十三条第一項の規定によりされた許可の申
請であつて、この条例の施行の際、許可又は不許可の処分がされていないものに
係る許可の基準については、改正後の第六条第一項ただし書又は第七条ただし書
の規定にかかわらず、なお従前の例による。